

出雲市貨物運送事業者等燃料費高騰対策緊急支援金のご案内

出雲市では、コロナ禍における原油価格高騰対策として、急激な燃料費の高騰を受けている市内貨物運送事業者に対し、市民生活・産業を支えるライフラインとしての役割を考慮し、緊急的な支援として支援金を支給します。

●対象者

原油価格高騰の影響を受けている**以下の要件をすべて満たす市内中小企業者等**

- ① **令和4年9月30日時点で**、貨物自動車運送事業法に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を受けている、又は貨物軽自動車運送事業の届出を行っている市内中小企業者等であること。
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 今後も事業継続の意思があること。

※大企業は対象外です。

【中小企業者の要件】

「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社」又は「常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人」

●支援額

島根運輸支局に許可又は届出のある営業用車両を1台につき、下記の支援金を支給します。

※出雲市外の事業所において、許可を受けている又は届出をしている車両は対象外です。

車両区分	支給単価
一般貨物自動車運送事業車両	市内の事業所等において、許可のある車両1台あたり2万円
貨物軽自動車運送事業車両	市内の事業所等において、届出のある車両1台あたり1万円

【支給例】

出雲市内の事業所等における届出車両が、一般貨物自動車運送事業車両3台、貨物軽自動車運送事業車両2台の場合

$$\text{〈支給金額〉} = 3\text{台} \times 2\text{万円} + 2\text{台} \times 1\text{万円} = \underline{8\text{万円}}$$

●申請期間

令和4年10月14日～令和5年2月28日まで

●申請方法

支給申請書に必要事項を記入のうえ、裏面に記載している必要書類を添えて原則郵送にて申請してください。(詳細は裏面をご確認ください。)

※申請書は、市ホームページからも取得可能です。また、市役所本庁4階商工振興課、各行政センターにも設置しています。

●本事業の予算額

3,000万円

【裏面もご覧ください。】

●必要書類

NO	提出書類名称
①	支給申請書(押印不要です。)
②	「一般貨物自動車運送事業の許可証」又は「貨物軽自動車運送事業の届出証」の写し ※両方の車両を所有されている場合は、両方ご提出ください。
③	保有営業車両の台数が分かる書類 (車検証の写し、貨物自動車運送事業実績報告書の写し等)
④	市税の滞納のない証明 ※「市役所本庁 市民税課」又は「各行政センター 市民サービス課」で取得してください。
⑤	直近の「確定申告書」又は「決算書」の写し
⑥	履歴事項全部証明書の写し ※法人のみ
⑦	本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)の写し ※個人事業主のみ
⑧	口座の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。(通帳の表面と通帳を1枚開いた1・2ページ目の両方をコピーしてください。) ※電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面を印刷してください。

●申請書設置施設一覧

NO	施設名	住所
①	出雲市役所 商工振興課	今市町70
②	出雲市役所 平田行政センター 市民サービス課	平田町951-1
③	出雲市役所 佐田行政センター 市民サービス課	佐田町反辺1747-6
④	出雲市役所 多伎行政センター 市民サービス課	多伎町小田74-1
⑤	出雲市役所 湖陵行政センター 市民サービス課	湖陵町二部1320
⑥	出雲市役所 大社行政センター 市民サービス課	大社町杵築南1397-2
⑦	出雲市役所 斐川行政センター 市民サービス課	斐川町莊原2172

※②～⑦の施設は、問い合わせ対応をしておりませんので、ご了承ください。

●支払の時期

申請受付完了後、2～3週間程度で申請書に記載いただいた口座に振り込みます。
※申請受付完了とは、提出書類が全て揃い、不備がない状態を指します。

【問い合わせ先】 出雲市役所商工振興課 ☎0853 - 21 - 6572 平日 8:30～17:15